

消 食 基 第 355 号
令和 8 年 8 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 8 年内閣府告示第 104 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 2 添加物の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

- (1) 第 2 添加物の C 試薬・試液等の「L-グルタミン酸測定用試液」について、流通実態にあわせた規格に改正するものである。
- (2) 第 2 添加物の C 試薬・試液等の「L-グルタミン酸測定用前処理試液」について、試験の実行性の観点から、規格を新設したものである。
- (3) 第 2 添加物の D 成分規格・保存基準の「グルタミナーゼ」について、試験試薬の変更に伴い、試験の実行性の観点から成分規格を改正するものである。
- (4) 第 2 添加物の D 成分規格・保存基準の「フルクトシルトランスフェラーゼ」について、試験の実行性の観点から成分規格を改正するものである。

第 2 施行期日

告示の日から施行されるものであること。